

協 定 書

日向市区長公民館長連合会
宮崎県宅地建物取引業協会県北支店日向地区
日 向 市

協 定 書

日向市区長公民館長連合会（以下「甲」という。）宮崎県宅地建物取引業協会県北支店日向地区（以下「乙」という。）及び日向市（以下「丙」という。）は、区・自治会等（以下「区」という。）への加入促進に関して、次に掲げる目的を推進するために協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「自助・共助・公助」のバランスのとれた市民との協働によるまちづくりの推進のため、地域コミュニティの根幹である区への加入促進に関して、甲、乙及び丙が相互に連携及び協力関係を構築し、地域社会の発展に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達するために相互に協力するものとし、それぞれの役割は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、構成員である単位区に対し、本協定の目的等を周知し、その意義が正しく理解されるよう努めるとともに、積極的に区加入促進に取り組むこと。
- (2) 乙は、構成員である会員に対し、本協定の目的等を周知し、物件の販売、管理、仲介等の新規契約又は継続契約時において、区への加入を積極的に行うよう促すとともに、区が行う加入促進の取組が円滑に行われるよう努めること。
- (3) 丙は、市民に対し、区が行う地域活動に関する情報を適宜提供し、区への加入啓発に努めること。

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれかから何らかの申出がないときは、同一条件をもって、満了の翌日から1年間ごとに更新するものとする。

(その他)

第4条 本協定に定める事項又は定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の三者で協議し、定めるものとする。

本協定の成立の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年2月9日

甲 日向市区長公民館長連合会

会 長 蝶 野 毅

乙 宮崎県宅地建物取引業協会県北支店日向地区

地 区 長 毛 利 久 雄

丙 日 向 市

日 向 市 長 黒 木 健 二